

議案第36号	三田市手数料条例及び三田市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定について
審査指導課	建築基準法その他関係法の一部改正に伴い、当該条例で定める手数料等について、所要の規定の整備の必要が生じたため、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】長期優良住宅認定関係</p> <p>現在、長期優良住宅の普及に関する法律に基づく認定（以下「長期優良住宅認定」）において、主として性能評価機関による技術的審査を受け、その適合証を認定申請書に添付することにより認定事務を行っている。</p> <p>住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号）（以下「品確法」という。）の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、住宅性能表示制度の評価項目が長期優良住宅の認定基準の項目と概ね一致することとなった。</p> <p>これにより、長期優良住宅認定において、住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく住宅性能評価書を活用することを追加するとともに、同評価書では不足する認定基準の審査に係る手数料を徴収するため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 品確法第5条第1項</p> <p>【改正内容】 手数料項目の追加及び文言改正（別表（第2条関係））</p> <p>【施行期日】 平成27年4月1日（第1条関係）</p> <p>【改正趣旨】建築基準法関係</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「法」という。）の一部改正に伴い、当該条例との整合を図るため、その一部を改正しようとするもの。</p> <p>（構造計算適合性判定について）</p> <p>現在、建築確認の処分において、建築主事が都道府県知事の構造計算適合性判定（以下「適判」という。）を受けるものであったが、法改正により建築主が都道府県知事に適判を求めることになるため、当該条例における確認申請手数料より適判に係る手数料を削除する。</p> <p>（仮使用認定について）</p> <p>現在、検査済証の交付を受ける前に建築物を使用する場合、特定行政庁又は建築主事の承認に限り可能であったが、法改正により特定行政庁又は建築主事及び指定確認検査機関の認定とされたことにより、当該条例の文言等の改正をするもの。</p> <p>（既存不適格建築物の移転認定について）</p> <p>現在、既存建築物の別敷地への移転については新築と扱い、法の規定が遡及適用されるが、法改正により特定行政庁の認定を受けることにより、引き続き既存不適格建築物として扱うことが可能となった。これにより当該条例の一部を改正し特定行政庁の認定事務に係る手数料を新たに徴収するもの。</p> <p>【関係法令】 建築基準法</p> <p>【改正内容】 別表（第2条関係）において</p> <p>(31) 特定行政庁による仮使用認定手数料 文言改正</p> <p>(31) の1 建築主事による仮使用認定手数料 新設</p> <p>(61) の2 特定行政庁による移転認定手数料 新設</p>	

(62) の 2 構造計算適合性判定手数料 削除 その他

【施行期日】平成 27 年 6 月 1 日 (第 2、3 条関係)

【改正趣旨】 マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係

平成 26 年 12 月 24 日施行のマンションの建替え等の円滑化に関する法律 (平成 14 年法律第 78 号) (以下「法」という。) の改正に伴い、除却の必要性に係る認定を受けたマンションの建替えに当たり、新たに建設されるマンションは、特定行政庁が許可した場合には、その容積率が緩和される。

許可に係る手数料を徴収するため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正背景】

耐震性の不足するマンションの耐震化の促進を図る。

【改正内容】 別表 (第 2 条関係) において

(72) の 2 容積率の特例許可申請手数料 新設

【施行期日】平成 27 年 4 月 1 日 (第 1 条関係)